

**2019・2020年度 建設工事・土木施設維持管理業務に係る
競争入札参加資格申請（定期申請）の手続き等について（概要）**

2019・2020年度に静岡県が発注する建設工事及び土木施設維持管理業務の委託に係る競争入札に参加するために必要な資格の申請に関する概要等は以下のとおりです。

なお、**申請方法等の詳細については、10月上旬、県ホームページ等で別途お知らせします。また、現在、入札参加資格をお持ちの方には、10月半ばに郵送でお知らせします。**

1 資格申請に必要な要件

(1) 建設工事の申請

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 申請しようとする業種について、審査基準日（決算日）が平成29年10月1日から平成30年9月30日の間の経営事項審査を受けていること。（※）
- ③ 静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- ④ 暴力団及び暴力団員等と関連がないこと。
- ⑤ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に事業所単位で加入している（適用除外は除く）こと。

※解体工事の認定を受けるためには、解体工事業の建設業許可に加え、解体工事業の経営事項審査を受審していることが必要です。

(2) 維持管理業務の申請

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- ③ 暴力団及び暴力団員等と関連がないこと。

2 申請方法及び受付期間

申請は原則電子申請によるものとし、事情により電子申請できない場合及び静岡県が指定した申請者（共同企業体、官公需組合等）に限り、紙申請による申請を行ってください。

(1) 電子申請 平成30年11月12日(月)から12月14日(金)

(2) 紙申請 平成31年1月16日(水)から1月28日(月)までの間で、後日公表する日時及び会場

3 総合点数の算出について

建設工事の入札参加資格については認定業種ごとに、次の項目を評価項目の要素として総合点数の算出及び格付を行います。

(1)土木一式、建築一式、管、電気以外の工事業種（格付なし）

経営事項審査における評定値

(2)土木一式、建築一式、管、電気の4業種（格付あり）

- ①経営事項審査における評定値
- ②静岡県発注工事の工事实績
- ③静岡県発注の建設工事におけるVE提案
- ④工事表彰、建設マスター・技能マイスター・優秀施工者の所属
- ⑤ISO9000 シリーズ、ISO14001、エコアクション 21 の取得
- ⑥災害協定の締結、建設機械の保有（長期リースを含む）
- ⑦監理技術者の人数
- ⑧障害者雇用企業登録者名簿（静岡県経済産業部）への掲載
- ⑨静岡県次世代育成支援企業認証の取得
- ⑩労働災害防止協会への加入
- ⑪静岡県内市町の消防団協力事業所の認定
- ⑫不当要求防止責任者の選任届の提出及び平成 29 年1月1日以降の責任者講習受講
- ⑬静岡県による入札参加停止措置

<問い合わせ先>

静岡県交通基盤部建設業課
指導契約班

TEL:054-221-3057